

秋田市雄和山村交流センター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和8年3月17日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第15号

秋田市雄和山村交流センター条例施行規則を廃止する規則  
秋田市雄和山村交流センター条例施行規則（平成17年秋田市規則第46号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。